2024年
1月29日発行
№395

市議会ニュース

発行元　森尾よしあき
日本共産党　広田みよ
金沢市議員団　山下あき

2024年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方へのご案内　※裏面も続きます。

この通信でご紹介する制度には、今後変わるものもありますので、1/29時点での情報であること、ご理解ください。

【罹（り）災（被災）証明書の申請を】

「罹災証明」は、災害による住宅等の被害の程度を証明する書類です。さまざまな補助や支援金、税金の減免、民間の保険などを申請するために必要となります。

申請に必要な物

1. り災（被災）証明書交付申請書
2. 被災状況のわかる写真
3. 本人確認書類

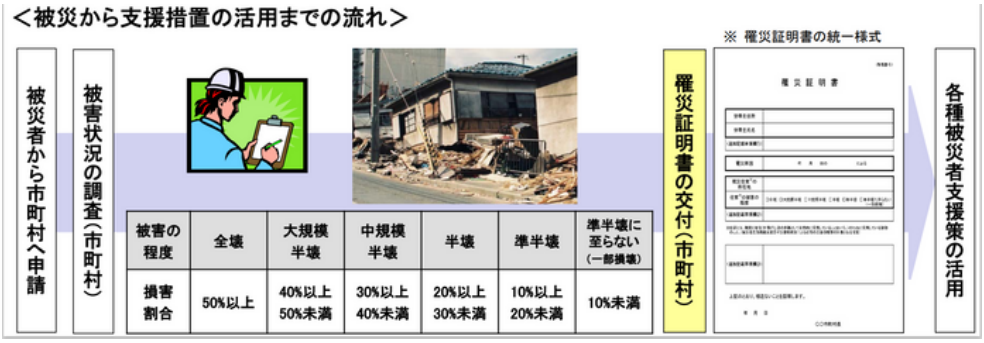

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

★留意事項★
片付けや修理する前に、被災した自宅等の状況を撮影してください。

金沢市　資産税課　076-220-2151

制度概要

【住宅の緊急の修理制度について】

屋根等に被害が生じた住家に、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をかける場合など、施工にかかる費用費用について補助が受けられます。

※事前申請です。
※罹災証明が不要です。

制度概要

【住宅の応急修理費制度について】

被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分の応急的な修理を行う制度です。

※事前申請です。
※罹災証明が必要です。
※準半壊以上対象です。

制度概要

期間が延長になっています！
連絡先はどちらも　金沢市　住宅政策課　☎076-220-2553

【私有地のがけ地復旧工事費支援制度】

対象：能登半島地震による被害が確認できるもの
期間：2024年12月末まで

拡充されました！

★補助要件の緩和★
高さ3m超→高さ2m超

制度概要

金沢市
道路建設課　がけ地対策室
076-220-2612

●公共施設に隣接するがけ地
補助率　3／4 → 4／5
限度額
応急工事費 900千円→1,000千円
工事設計費 1,000千円→1,200千円

●居住のある建築物に隣接するがけ地
補助率　1／2 →　2／3
限度額
応急工事費 600千円→ 800千円
工事設計費 750千円→1,000千円
復旧工事費6,000千円→8,000千円

お困りの時はご相談ください　日本共産党金沢市議員団　TEL 076-220-2407　（市役所内線）

被災された方へのご案内

金沢市　生活支援課　076-220-2532

制度概要

【被災者生活再建支援制度】

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により著しい被害を受けた方を対象に、生活の再建を支援することを目的として、各都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金をもとに、被災者生活再建支援金が支給されます。

拡充されました！

4. 支援金の支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
①全壊（損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊（損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊（損害割合30%台）	－	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

こちらの対象にならない半壊の家屋の復旧に対し支援金を支給

支援金 建設・購入 100万円
補 修　50万円
賃 借　25万円

※「半壊」の世帯には市からご案内が届きます。

【災害弔慰金・災害障害見舞金】

金沢市　生活支援課　076-220-2532

制度概要

災害弔慰金

支給対象者
自然災害により死亡された方の遺族
（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
※兄弟姉妹にあっては、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

支給額
- 生計維持者 500万円
- その他の方 250万円

災害障害見舞金

支給対象者
自然災害により次の障害を⇒受けた方

支給額
- 生計維持者 250万円
- その他の方 125万円

1. 両眼が失明したもの
2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

【漏水への上下水道料減免】

通常使用量を超える水量相当分を減免

金沢市企業局　コールセンター　0120-328-117

【各種社会保険料等の減免】

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療保険料、保育料、児童クラブ利用料医療費、介護サービス料が、**準半壊以上は減免**になります。
※対象者に申請書が送付されます。

【災害支援情報】

石川県特設サイト

金沢市特設サイト

内閣府リーフ

お困りの時はご相談ください。
避難者の方のご相談も受け付けています。

日本共産党金沢市議員団
076-220-2407（市役所内線）